

凡例 ①：代表者／所在地

②：処分の内容 ③：法令根拠 ④：処分理由

12 株式会社綯和（東京都知事（特－５）第 157381 号）

①	小林 三弦 / 東京都中央区日本橋堀留町一丁目 11 番 10 堀留ファーストビル 8 階
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の 2 第 1 項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和 8 年 5 月 26 日付け東京都公報で公告したが、公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。

13 MARISS 株式会社（東京都知事（特－３）第 154990 号）

①	大八木 博司 / 東京都中央区日本橋兜町 2 0－5 9 階
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の 2 第 1 項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和 8 年 5 月 26 日付け東京都公報で公告したが、公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。

14 株式会社 ASU WORKS（東京都知事（特－３）第 154037 号）

①	原田 尚寛 / 東京都港区赤坂二丁目 17 番 55－312 号プライム赤坂
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の 2 第 1 項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和 8 年 5 月 26 日付け東京都公報で公告したが、公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。